

滋賀県情報発信シンボルマーク使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、滋賀県（以下「県」という。）の情報発信シンボルマークである「Mother Lake」（以下「シンボルマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（使用届出等）

第2条 シンボルマークを使用する場合は、あらかじめ「滋賀県情報発信シンボルマーク使用届出書（別記様式）」を知事公室広報課長（以下「広報課長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるシンボルマークの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 県内の地方公共団体が使用する場合
- (2) 県内の地方公共団体が構成員となる団体、または、県内の地方公共団体が事務局を所管する団体が使用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (4) その他広報課長が適当と認めた場合

2 広報課長は、シンボルマークの使用が次の各号いずれかに該当する場合、使用の中止を申し立てることができる。

- (1) 県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関するものと認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
- (5) その他、広報課長が不適切であると判断した場合

（使用料）

第3条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第4条 シンボルマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、単色での使用は除く。
- (2) シンボルマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 第2条第2項第1号から第4号までに該当しないこと。

（届出内容の変更）

第5条 シンボルマークの使用を届け出た後、内容について変更しようとするときは、改めて変更後の使用について「滋賀県シンボルマーク使用届出書（別記様式）」を広報課長に提出しなければならない。ただし、使用予定期間など、軽微な変更についてはこの限りでない。

(責任の制限)

第6条 シンボルマークの使用を届け出た者がシンボルマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関して必要な事項は、広報課長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要領の制定前に滋賀県情報発信シンボルマーク「Mother Lake」画像集決まり事に定める様式により滋賀県シンボルマーク「Mother Lake」使用申込書の提出があった場合は、要領第2条に定める滋賀県情報発信シンボルマーク使用届出書の提出があったものとみなす。

(別記様式)

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事公室広報課長

(届出者) 住所(所在地)
氏名(名称)

滋賀県情報発信シンボルマーク使用届出書

下記のとおり、滋賀県情報発信シンボルマークを使用したいので、届け出ます。

1 シンボルマーク	M o t h e r L a k e
2 使用方法	
3 使用予定期間	
4 連絡先	(担 当 者) (電話番号)
5 備考	

※注意事項

- ・滋賀県情報発信シンボルマーク使用取扱要領第2条第2項各号に該当すると認められた場合、直ちに使用を中止してください。

(別紙)

1 シンボルカラー

県の誇り、琵琶湖の美しい水の色を表現しています。原則として下記の色を使用してください。

琵琶湖ブルー：DIC2177、プロセスカラーC70%



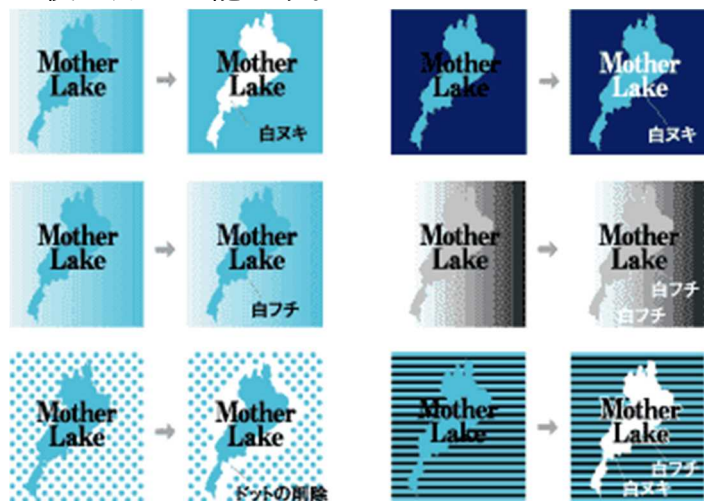
2 デザイン使用例

モノクロ表示は可能です。

不適切な使用例 県のイメージ統一・定着化のため、以下のような使い方は避けてください。

- ・マークを変形する。
- ・全体のバランスを変える。
- ・色を変える。
- ・字体を変える。

ただし、背景が同色系または絵柄と重なる場合、視認性を高めるため以下のような使い方は可能です。



3 使用最小サイズ

視認性保持のため、最小サイズは以下のとおりとします。

